

## 未納税・免税物品等<sup>移入</sup>明細書提出期限延長<sup>届出</sup>承認申請書 (CC2-3032) <sup>輸出</sup>

未納税移出、免税移出などとして揮発油税等の免除を受けるためには、その物品についての移入明細書を期限内に提出する納税申告書等に添付しなければなりません。この場合、納税申告書に添付できないやむを得ない事情があるときには、提出期限の延長を受けることによって救済を受けることができますが、この届出（承認申請）書は、次の明細書についてその提出期限の延長をするためのものです。

- 未納税移出課税物件についての移入明細書
- 輸出免税課税物件についての輸出明細書
- 航空機燃料用免税移出揮発油等の移入明細書
- 非課税移出に係る特定石油化学製品の移入明細書
- 特定用途免税移出課税石油ガスの移入明細書

### 記載要領

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- (1) 移入明細書を提出期限から3か月以内に提出する予定のときは届出書として使用し、3か月を超えて提出することを予定しているときは承認申請書として使用します。
- (2) 提出予定日に変更があった場合には、再度提出期限延長の届出（承認申請）を行うことができますから、当初から提出予定日をいたずらに長期化しないようにします。
- (3) 延長を受けた提出期限までに移入明細書を提出できないときには、当初から課税移出したものと取り扱われます。